

平成 25 年 2 月 25 日

日本ニューノーズル(株) 様

静岡市長 田 辺 信 宏
(清水市税事務所)

固定資産税・都市計画税の課税免除について（お知らせ）

平成 24 年 10 月 29 日付けで提出のありました課税免除の申告について、次のとおりとしますのでお知らせします。

記

納税義務者	住 所 (所在)	静岡市清水区八千代町 9 番 8 号		
	氏 名 (名称)	日本ニューノーズル(株)		
固定資産の内訳	所在地・地番・家屋番号・償却資産の所在地	地目・構造・資産の種類	地積・床面積・資産の名称用途	用 途
	清水区八千代町 107-B	雑 種 地	2.7m ²	ゴミ集積所
適用内容	1. 課税免除 を適用 (する ・ もな)			
	2. 適用する範囲 全部 ・ 一部			
	適用条項	静岡市税条例第 64 条の 2 及び第 153 条の 2 の規定によるもの		
適用年度	平成 25 年度から			
適用理由	地域住民が利用する公共的施設の用に供しているため。			
備 考				

(担当 川口 清水市税事務所)

電話 354-2080